

## 『欠落者』の搜索について

真壁 志郎

### 一 はじめに

「弘化二年四月廿六日夜、突然に家族四人と妹一人が家出をした…」この書き出しで始まる武州埼玉郡七左衛門村の『欠落者尋帳』が本テーマのスタートである。この欠落者尋帳は、越谷市地方文書研究クラブの宮原泰介氏が解説教材に提供された、**欠落から帰住**に至る経過が辿れる面白い文書を研究発展させたのが本論である。江戸時代には、無断でその住所を去り行方不明になることは重大な犯罪であった。今日の**失踪**が『欠落』と呼ばれ、移動の自由が制限されていた社会で、特に農民の貢租納税義務の放棄は幕藩体制の根幹を揺るがすことにつながる大問題になるからである。

当然、幕府において欠落は厳しく取締の対象とされ、搜索の規定も詳細に決められることになる。高柳真三氏は『江戸時代の罪と刑罰抄説』で欠落を含む法規制の整理をされている。今回、七左衛門村の「欠落者尋帳」の記述と対応させながら、欠落の持つ意味や刑罰との関係、幕府の支配方針と農村側の思惑などとの関係性も併せて考察する。また、片倉比佐子氏は『都市紀要 元禄の町』において、欠落は江戸で**日常化**し農村も荒廃により**続発**したと指摘されているが、七左衛門村の事件にもその様な原因が存在するのも検討してみたい。

### 二 『欠落』の搜索規定

犯罪行為である欠落は、町方・地方を問わず連帯責任を基本とした厳しい処分規定をもうけている。

- ① 欠落者の家の当主（欠落者が当主であれば当然含まれない）・五人組・親族・村役人は**3日間帰還待機**する。
- ② 当主・親類・五人組が連印し、名主が加判して支配所に届け出る。
- ③ 支配所から搜索が命令される。  
「日限尋」**30日**の期限を設けた搜索、**30日**単位で**6度**、計**180日**限度。
- ④ 「永尋」無期限の搜索命令又は、**帳外（人別帳からの除外）**・旧離（勘当

）の申請に基づいて、永尋に代わり家財に関する相続の開始が宣告され

る。これにより家族関係の解消が認められ、後日欠落者が罪を犯しても縁坐の対象からは免れた。欠落から**60年経過の永尋対象者は死亡扱い**、人別帳除外。

⑤ 「詫状一札」本人・親類・五人組が詫状に連印し、名主へ帰住の懇願を提出。

⑥ 「帰住届」欠落者が捕らえられ又は自らの意思で帰還した場合、本人・親類・五人組が連印、名主加判により支配所へ帰住願の提出。人別帳復帰と農業再開。

概ねこのような取り扱いが運用されていた。

### 三 七左衛門村の「日限尋」搜索の開始

それでは、七左衛門村で欠落者がどのように搜索されていたのかを検証する。尋帳は和綴堅帳（ノート型の冊子）表紙と本文・継目印・34頁からなる帳立てがある。

#### 欠落者尋帳

※①

北条雄之助御代官所

武州埼玉郡七左衛門村

安五郎悴 源太郎

巳 三拾四才

源太郎妻 たみ

同 貳拾七才

同人悴 初五郎

同 五才

同人娘 よし

同 三才

源太郎妹 たつ

巳 貳拾〇才

〆五人

右源太郎人相書

一 せい高ギ中肉之方

一 面躰 色薄黒キ方疱瘡跡少々有之

其外常躰

其節之衣類、鼠堅縞木綿単物着

真田木綿帯ヲ

右之もの共当四月廿六日夜、不計家出

致シ立歸リ不申候二付、心当之所精々相

尋候得共、行衛一向相知不申候二付、依之

当御支配御役所様江御訴奉申上候

処、三拾日限り其歸尋方被 仰付候間、若

其御宿村々立廻リ罷在候哉此段御尋

申上候、乍憚右之もの有無御記

被 下候様御頼ミ申上候、以上

弘化二巳年 右村

六月

安五郎 印

親類 佐右衛門 印

組合 市太郎 印

年寄 彦左衛門 印

名主代／同 政 七 印

印 印 印 印

右御尋之仁当村二者相見不申候、此已後見当候ハ

早速御知らセ可申候、以上

巳六月 私領 七左衛門村

名主 甚 蔵 印

右御尋之仁当村二者相見不申候、此已後見当候ハ

早速御知らセ可申候、以上

巳六月 大間野村

年寄 平 蔵 印

これ以降、概ね同様の記述で59ヶ宿村地域「日限尋」欠落者尋帳が回覧され、名主などの責任者による署名捺印で搜索回答が書き加えられていくのである。

#### 四 尋帳の回覧ルート

欠落者を出した七左衛門村は、『越ヶ谷の村勢』によれば越ヶ谷周辺49ヶ村の平均戸数90戸を上回る103戸のやや大きな村勢であり、南埼玉郡出羽地区を代表する規模の村である。尋帳の回覧ルートから搜索の様子を追跡してみる。

① 六月 七左衛門村↓大間野村↓越巻村↓長島村↓西新井村畷↓後谷村↓谷中村畷↓神明下村↓四丁野村↓大沢町↓大房村↓袋山村↓中間久里村↓上間久里村↓大里村↓大林村↓弥十郎村↓向畑村↓川崎村↓大吉村↓越ヶ谷宿↓瓦曾根村↓小林村↓花田村↓増林村↓西方村↓登戸村↓蒲生村↓長右衛門新田↓ 計29ヶ所

② 七月 新兵衛新田↓清右衛門新田↓善兵衛新田↓金右衛門新田↓九左衛門新田↓宿篠葉村↓太郎左衛門新田↓北草加村↓南草加村↓立野村↓花栗村↓北谷村↓荻島村↓砂原村↓小曾川村↓野島村↓末田村<sup>寺</sup>↓須賀村畷↓大戸村畷↓大森村畷↓三ノ宮村畷↓大道村畷↓大竹村畷↓ 計23ヶ所

③ 八月 藤兵衛新田↓戸塚村↓藤八新田↓安行村↓領家村↓慈林村↓鳩ヶ谷宿 計7ヶ所 合計59ヶ所 ※②回覧ルート図参照

(天領／私領／寺領／相給村…無印 寺社領…<sup>寺</sup> 岩槻藩領…<sup>畷</sup>)

搜索の範囲は、南北11km・東西6kmほどの楕円形をした、元荒川と綾瀬川沿いに広がる村々である。領主形態は天領・私領・寺社領・藩領などの他、一つの村に対して複数の領主が割り当てられた相給村がモザイク状に形成された複雑な支配形態の地域となっている。回覧ルートからは農村支配の様子も垣間見え、代官所持の関東取締出役の補助機関としての警察権を前提に、埼玉郡代官支配地内を名主が幕領・藩領を問わず周辺地域に回覧している。代官支配管轄の区分で回覧されていることは、隣接する村でも葛飾郡代官支配である忍藩領の東方村・見田方村・柿木村などは回覧ルートに入っていないことから明らかである。いづれにしても、欠落は厳しい取締の対象であり30日期限を命じられた「日限尋」の実体を示している。ただし、30日限りの前提ではあるが実際は3か月にも及んでいることから容易には搜索が進展しないようである。

## 五 「帰住届」の提出

欠落した源太郎の顛末を解明できる記録が名主文書『差入申詫一札之事』※③として確認できる。詫状により、これまで14年の間失踪していた経過が明らかになった。不埒を名主側に詫び支配所への「帰住届」を懇願、村側の了承を得て提出され、支配所から許可されれば人別帳への復帰・帰村が可能となる。逃亡中犯罪に関係していなければ支配所からの急度叱り・農業生産再開で欠落事件は一件落着となるのである。

源太郎の欠落の概要

- ① 失踪期間は約14年。
- ② 借金など金銭上のトラブルの発生。
- ③ 都市的な場での紺屋（染物）日雇い作業で生計。
- ④ 高齢両親の介護と農業継承の希望。

## 六 まとめ

弘化二年四月七左衛門村で発生した源太郎の欠落事件は、「欠落者尋帳」の搜索から一四年後の安政五年二月「差入申詫一札之事」で本人が帰住を懇願、翌三月には名主から小林藤助支配所へ「乍恐以書付奉願上候」の提出で収束したのである。

これらを記録した井出家文書は『欠落』の一部始終を追跡できる、貴重な資料であることが判明した。欠落を説明していくと、その背景には支配層の徴税・治安の両面対応と納税義務を負った農村の、互いの思惑が交差していることも推測されるのである。

### ① 支配層の思惑

江戸中期以後、欠落のために田畑が荒れ、結果的に徴税に影響するのに加え、無宿となり地方から都市へ流入した者が治安を悪化させる。しかし、幕府としては根幹の貢租対策が何より大切であり、**欠落農民に対する復帰政策**が積極的に取られるようになっていくことは想像に難くない。納税さえ滞れなければ支配に支障はなく、自領からの欠落は厳しく取り締まるが、他領からの欠落者には好意的な姿勢を示したのではないだろうか。はじめから**180日限りの搜索**を命じて中間手続きを省略し、帳外で処理している実態がうかがえる。

## ② 村側の思惑

搜索は発生した村の責任において実施され、その費用は村側の負担でまかなわれていた。村側において欠落は荒地の発生や村の共同耕作などの負担増が懸念されることから、搜索・処罰より復帰の方針は支配層と合致していたのである。尋帳回覧の状況からは、迅速に回覧する必要と、各村の記述が同一で事務的に伝達している様子から、代官所は意識しても搜索の意図は薄いのではないだろうか。搜索の範囲を見ると幕領・寺領・藩領などの領主形態に関係なく、管轄代官支配の区別によるものである。その際、すべての領域を網羅していないのは広範囲過ぎることに加え、街道や河川などに影響された地理的状况と日常的に結びついている名主ネットワークを巡るルートで回覧されていることが考えられる。

今回、『欠落』について七左衛門村の尋帳を基本資料として考察してみたが、厳しい処分規定に比して、容易な帰住により労働力維持を促進する動きが定着していたものと考えられる。また、借金の返済に商業的賃金労働からの収入を宛て、妻・妹なども奉公人としての稼ぎを期待されていたのかもしれない。

今後の課題は、『欠落』の本質が本人の犯罪というだけでなく、尋帳の回覧ルートにも多数出てきた新田開発や都市の拡張にどのように作用していたのかを検証することである。

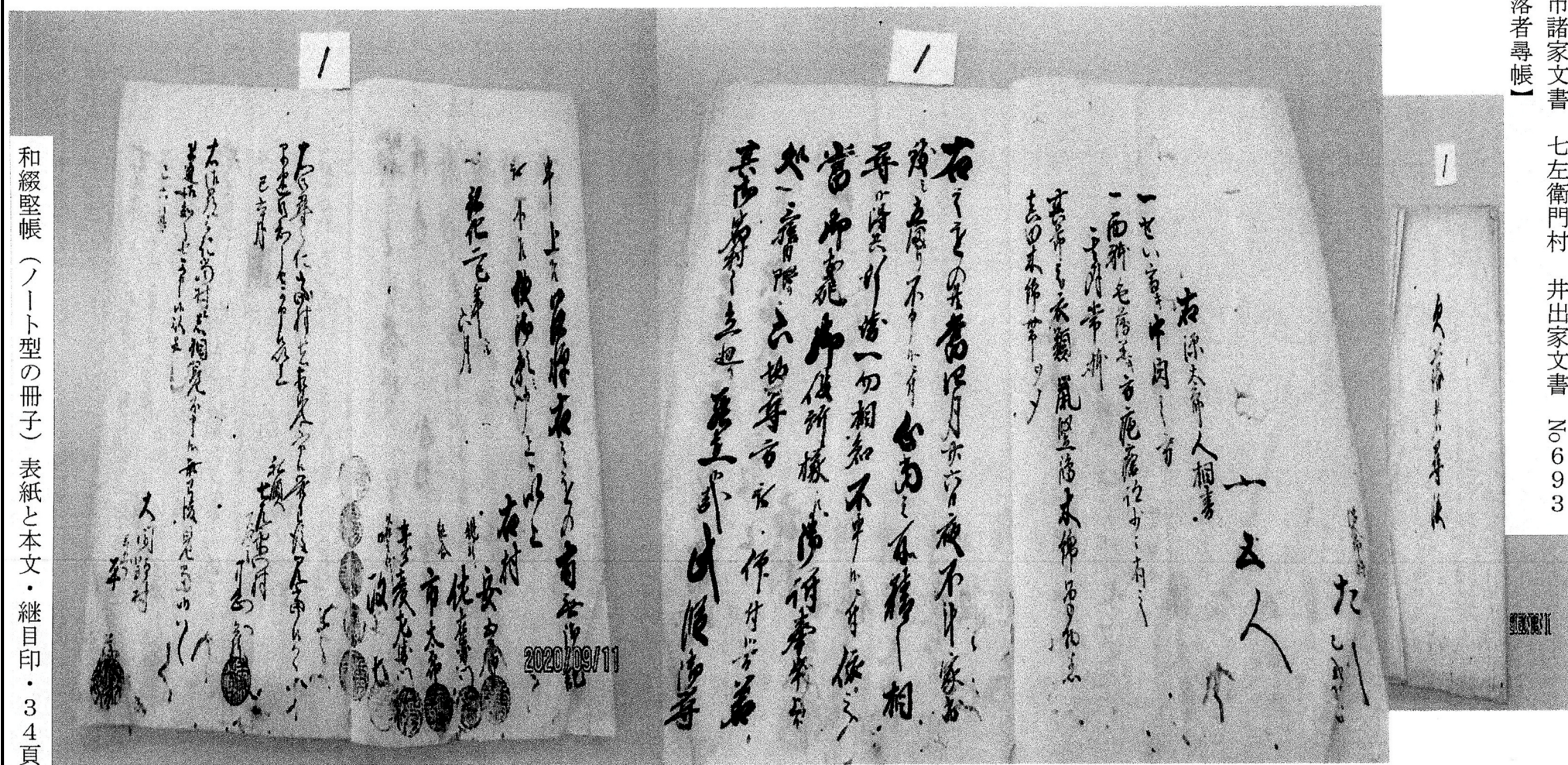
### 【史料文献】

- ※① 『欠落者尋帳』越谷市諸家文書 七左衛門村 井出家文書 越谷市図書館蔵
- ※② 『回覧ルート図』明治13年刊 埼玉県管内全図 加藤幸一氏提供で作図
- ※③ 『差入申詫一札之事』越谷市諸家文書 七左衛門村 井出家文書Z0259

### 【参考文献】

- ① 高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣 1988年
- ② 片倉比佐子『都市紀要 元禄の町』東京都公文書館 1981年
- ③ 『旧高旧領取調帳』国立歴史民俗博物館データベース
- ④ 『伊奈町史』別編伊奈氏一族の活躍
- ⑤ 『徳川幕府全代官人名辞典』国立国会図書館データベース
- ⑥ 『中野市史』歴史編前編 中野陣屋の代官
- ⑦ 『関東取締出役』天保期以降の出役一覽 関東取締出役研究会 岩田書店
- ⑧ 『明治初期の越ヶ谷の村勢』戸口の推移 菅波昌夫 越谷市郷土研究会

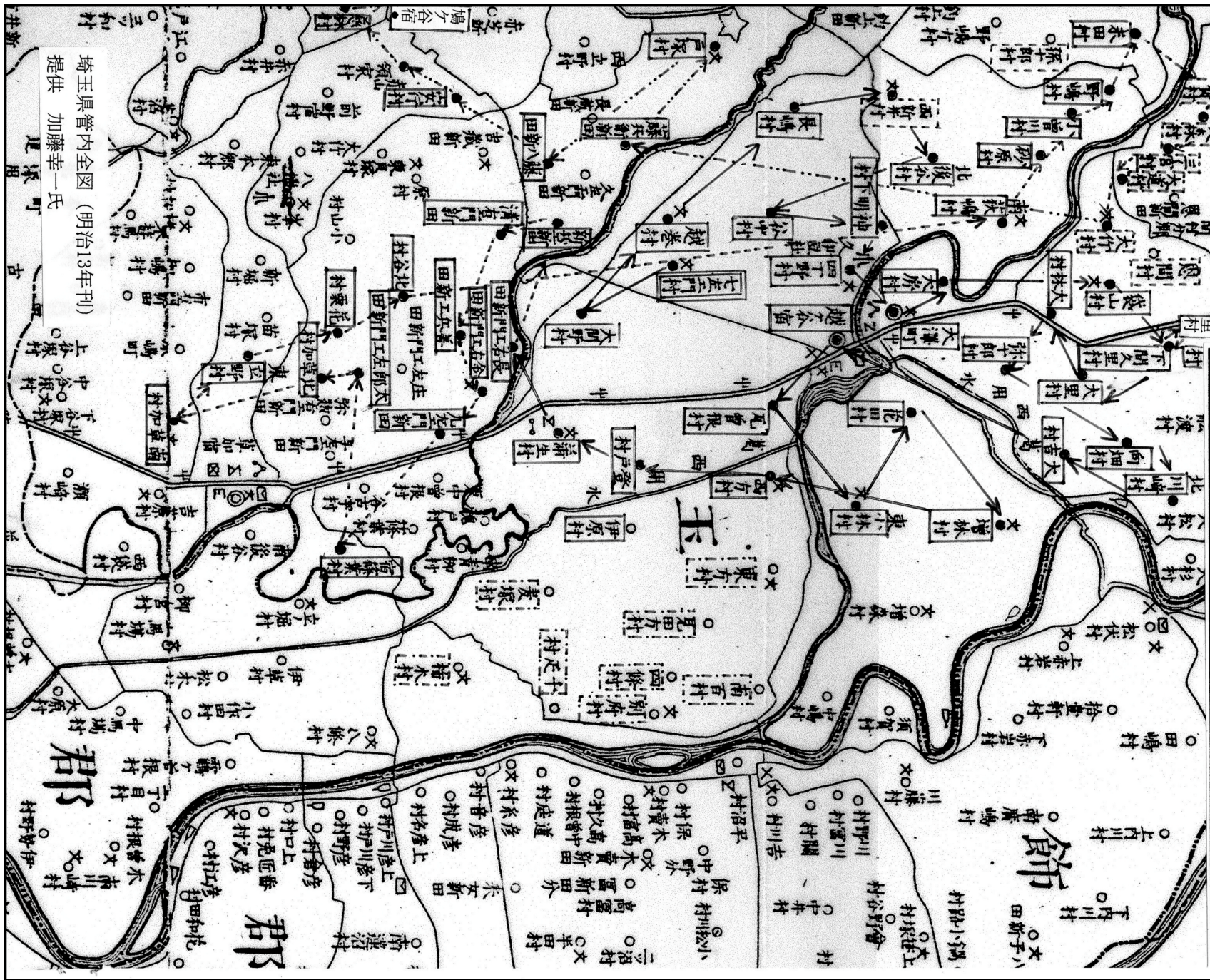
【欠落者尋帳】



和綴堅帳（ノート型の冊子）表紙と本文・継目印・34頁（越谷市図書館蔵）

『欠落者尋帳』回覧ル一卜図

支配区分	月別
幕領 (天領・旗本・寺社含む)	6月 29ヶ所 →
岩槻藩 (一部天領・寺社含む)	7月 23ヶ所 →
忍藩 (一部天領・寺社含む)	8月 7ヶ所 →



埼玉県管内全図 (明治13年刊)  
提供 加藤幸一氏